

## 株 主 各 位

東京都渋谷区桜丘町22番14号  
株式会社アイモバイル  
代表取締役社長 田中 俊彦

### 第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権行使ができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年10月26日（木曜日）午後5時までには到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成29年10月27日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
  2. 場 所 東京都渋谷区渋谷2丁目22番3号 渋谷東口ビル1階  
TKPガーデンシティ渋谷 ホールA
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第10期（平成28年8月1日から平成29年7月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第10期（平成28年8月1日から平成29年7月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項  
第1号議案 取締役5名選任の件  
第2号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.i-mobile.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。なお、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類と上記当社ウェブサイトに掲載しております「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」で構成されております。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.i-mobile.co.jp/>）に掲載させていただきます。

◎株主総会決議通知の発送は取り止め、本総会の結果は上記当社ウェブサイトに掲載させていただく予定です。

# 事業報告

(平成28年8月1日から  
平成29年7月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府による経済政策や日本銀行の金融緩和等を背景に、雇用・所得環境の改善傾向が続き、緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら、米国新政権の政策動向、EU離脱問題による影響及び中国を始めアジア新興国の政策・金融資本市場の影響等がもたらす不確実性の高まりから、企業を取り巻く環境は不透明となっております。

当社グループが事業展開するインターネット広告市場においては、平成28年のインターネット広告費(注1)は前年から13.0%増加し1兆3,100億円までに拡大しております。また、スマートフォン向け広告市場(注2)においては、平成29年の市場規模が前年から23.7%増加し8,010億円に達する見込みであります。そのうちスマートフォン動画広告市場(注3)においては、平成29年に前年から55.4%増加し895億円に達し、平成30年には1,206億円に達する見込みであります。

- (注) 1. 出典：株式会社電通「2016年日本の広告費」  
2. 出典：D2C/サイバー・コミュニケーションズ「2016年インターネット広告市場規模推計調査」  
3. 出典：株式会社サイバーエージェント「国内動画広告の市場調査」

このような事業環境の下、当社グループは引き続きアドネットワーク関連事業の強化に注力し、広告主の広告効果最大化及び媒体社に対する収益最大化に取り組みました。

加えて、動画広告事業「maio(マイオ)」、ふるさと納税事業「ふるなび」及びアフィリエイト事業の売上が拡大したことが寄与し、売上高・営業利益・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益は前年を上回りました。

また、当社グループは平成29年4月に顧客の多様化する国際市場へのニーズに対応し、更なるサービスの拡充を図ることを目的として台湾イモビリティ有限公司(i-mobile Taiwan Co.,Ltd)を台湾に設立いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高15,688,681千円(前年同期比106.4%)、営業利益2,359,715千円(前年同期比109.9%)、経常利益2,355,351千円(前年同期比110.7%)、親会社株主に帰属する当期純利益1,539,275千円(前年同期比107.8%)となりました。

なお、当社グループはインターネット広告事業の単一セグメントであるため、セグメント毎の記載はしていません。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、206,013千円であります。その主なものは、自社開発にかかるソフトウェアの取得78,721千円、連結子会社株式会社サイバーコンサルタントにかかる移転費用が47,736千円及び連結子会社株式会社Evoryにかかるソフトウェアの取得39,257千円であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

(3) 資金調達の状況

当社は平成28年10月27日に東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴い、公募による自己株式処分により、総額4,043,952千円の資金調達を行いました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、平成29年2月17日付で、株式会社pLuckyより「LogPush」及び「LogPOP」事業を譲受けました。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社子会社の株式会社オープンキャリアは、平成29年7月21日付で株式会社ネットマーケティングと吸収分割契約を締結し、平成29年9月1日を効力発生日として、同社の「Switch」事業を吸収分割により承継いたしました。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権の取得又は処分の状況

当社は、平成29年3月23日付で株式会社Loopと資本業務提携を締結しております。

## (8) 対処すべき課題

当社グループを取り巻くインターネット広告市場は、技術の進化、顧客ニーズの変化等に即座に対応する必要性がますます高まり、競争環境も今後さらに厳しさを増すことが予想されます。

また、平成29年9月8日付けで発表させていただきました「代表取締役及び取締役の異動（予定）に関するお知らせ」のとおり、当社グループは新たな経営体制に移行いたします。今回の経営体制の移行により、当社の共同設立者であり技術担当取締役である野口哲也を代表取締役社長とし、開発体制の強化を進めてまいります。また、代表取締役社長である田中俊彦は代表取締役会長となり、成長事業の更なる強化及び新規事業の開拓を推進可能な体制を構築してまいります。

社長交代による新体制をスタートさせるとともに、インターネット広告市場の動向、顧客ニーズの変化等に対応し、市場における優位性を高めていくため、以下の3つを重要な成長戦略として位置づけ、安定的な成長と確実な収益源の確保を目指してまいります。

1. 既存事業の強化
2. 新規事業の創出及び拡大
3. 提携・投資への積極的な取り組み

上記を実現し、企業価値を高めていくため、次の点を課題として認識し、取り組んでいく所存です。

- ① 広告主数及びメディア（パートナーサイト）数の拡大による既存事業の強化  
既存事業であるアドネットワーク関連事業（アドネットワーク事業、動画広告事業「maio」、アフィリエイト事業、DSP事業）を強化し、他社との差別化及び市場における優位性を高めるため、海外顧客を含めた広告主数及びメディア（パートナーサイト）数の拡大をしてまいります。
- ② 新規事業の創出及び拡大によるビジネスモデルの多様化  
当社グループは継続的な成長を実現するために、既存事業の成長を図るだけでなく、様々な新規事業に取り組み続けることが重要であると考えております。将来の中核を担う新規事業の創出及び拡大をすることで、ビジネスモデルを多様化して将来にわたる収益の持続的な成長に繋げてまいります。

③ 提携・投資への積極的な取り組み

今後も更なる収益基盤の安定化及び持続的な成長を図るためには、収益源の多様化を実現する必要があると考えており、自社による新規事業の創出及び拡大のみならず、業務提携、M&A等の新たな事業・サービスへの提携・投資を積極的に取り組む所存であります。

④ 開発体制の強化

当社グループ営むインターネット広告事業は、技術革新及び市場の変化のスピードが速く、日々新たな対応が求められる環境にあります。このような環境の中、更なる事業の拡大のため、技術領域への投資、品質の高い開発手法の導入及び人工知能技術などの研究を一層加速させ、機動的で競争力重視のサービス開発体制の整備を図ってまいります。

⑤ 内部管理体制のさらなる強化

継続的な成長を続けることができる企業体質の確立に向けて、リスク管理や業務運営効率化のための内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。業容の拡大に合わせ、内部統制システムの適切な運用と整備を推進し、経営の公正性・透明性を維持するため、体制強化に取り組んでまいります。

⑥ 優秀な人材の育成と確保

今後の更なる成長のためには、社員全員が当社グループの企業理念や経営方針を深く理解し、体現していくことが必要不可欠であると考えております。

人材採用においては、今後の当社グループの軸となる人材を育てるために新卒採用を行いながら、一方で即戦力となる人材を中途採用することで効率的に人員体制の拡充を図ってまいります。また、社員への教育体制の整備を図り、社員全員の意識と能力の底上げに努めてまいります。

⑦ パートナーサイトの監視体制の更なる強化

当社グループは広告の不適切な配信を防ぐために、パートナーサイトの品質管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。

不正な広告表示、錯誤を誘発する広告表示及び違法コンテンツを掲載するパートナーサイトについては、常時監視する体制の強化を図ってまいります。

また、当社グループでは、独自の審査基準により、成人向けコンテンツを取り扱うパートナーサイトを減少するように努めてまいります。

## (9) 財産および損益の状況の推移

## ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第7期 平成26年7月期	第8期 平成27年7月期	第9期 平成28年7月期	第10期 (当連結会計年度) 平成29年7月期
売 上 高	10,007,512 千円	15,063,545 千円	14,749,992 千円	15,688,681 千円
経 常 利 益	1,832,733 千円	2,880,921 千円	2,128,230 千円	2,355,351 千円
親会社株主に帰属する当期純利益	1,132,377 千円	1,829,763 千円	1,427,910 千円	1,539,275 千円
1株当たり当期純利益	62.91 円	101.65 円	79.33 円	75.03 円
総 資 産	4,890,639 千円	7,007,482 千円	7,423,356 千円	14,155,810 千円
純 資 産	1,980,024 千円	3,813,434 千円	5,337,488 千円	10,871,946 千円
1株当たり純資産	110.00 円	211.86 円	289.09 円	504.37 円

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。  
2. 平成27年7月15日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。また、平成28年1月1日付で普通株式1株につき30株の株式分割を行っております。第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。  
3. 1株当たりの純資産及び1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

## ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第7期 平成26年7月期	第8期 平成27年7月期	第9期 平成28年7月期	第10期 (当事業年度) 平成29年7月期
売 上 高	10,007,512 千円	13,793,293 千円	12,458,650 千円	12,677,313 千円
経 常 利 益	1,832,733 千円	2,798,326 千円	2,007,581 千円	2,260,136 千円
当 期 純 利 益	1,132,377 千円	1,803,259 千円	1,351,027 千円	1,508,112 千円
1株当たり当期純利益	62.91 円	100.18 円	75.06 円	73.51 円
総 資 産	4,401,945 千円	6,761,604 千円	6,892,477 千円	13,342,090 千円
純 資 産	1,980,024 千円	3,783,283 千円	5,117,244 千円	10,590,113 千円
1株当たり純資産	110.00 円	210.18 円	284.29 円	498.59 円

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。  
2. 平成27年7月15日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。また、平成28年1月1日付で普通株式1株につき30株の株式分割を行っております。第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。  
3. 1株当たりの純資産及び1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社サイバーコンサルタント	30,000 千円	100 %	インターネット広告事業
i-movad, Inc.	1,000 千米ドル	100 %	インターネット広告事業
株式会社Evory	200,000 千円	66 %	インターネット広告事業
台灣艾摩貝爾有限公司	3,000 千台湾ドル	100 %	インターネット広告事業

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(11) 主要な事業内容

平成29年7月31日現在

事 業	事 業 内 容
インターネット広告事業	アドネットワーク事業、アフィリエイト事業、コンテンツ事業、ふるさと納税事業、代理店事業、通販事業、DSP事業

(12) 主要な事業所

① 当社

本社	東京本社	東京都渋谷区
営業所	関西支社	大阪府大阪市北区
	九州支社	福岡県福岡市中央区

② 子会社等

国内	東京都渋谷区
国外	アメリカ合衆国カリフォルニア州、台湾台北市

(13) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

平成29年7月31日現在

従業員数	前連結会計年度末比増減
223 (一) 名	45 (一) 名増

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パート社員、派遣社員を含む。）は、臨時雇用者数の総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。

② 当社の従業員の状況

平成29年7月31日現在

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
198 (一) 名	35 (一) 名増	29.5歳	2.3年

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パート社員、派遣社員を含む。）は、臨時雇用者数の総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。  
2. 従業員が当期に35名増加しておりますが、事業拡大のため人員採用を積極的に行ったためです。

(14) 主要な借入先

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。



## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 87,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 22,153,800株（自己株式913,800株を含む）
- (3) 株主数 7,317名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
田 中 俊 彦	8,050 千株	37.90 %
野 口 哲 也	7,730 千株	36.39 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	759 千株	3.58 %
株 式 会 社 S B I 証 券	220 千株	1.04 %
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	183 千株	0.86 %
BARCLAYS BANK PLC A/C CLIENT SEGREGATED A/C PB CAYMAN CLIENTS (常任代理人 パークレイズ証券株式会社)	160 千株	0.75 %
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	156 千株	0.74 %
G M O ク リ ッ ク 証 券 株 式 会 社	153 千株	0.72 %
NOMURA PB NOMINEES LIMITED A/C CPB30072 482276 (常任代理人 野村証券株式会社)	150 千株	0.71 %
楽 天 証 券 株 式 会 社	110 千株	0.52 %
計	17,674 千株	83.21 %

(注) 当社は、自己株式913,800株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、株主還元と経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため、会社法第165条第2項及び定款第9条の定めにより、平成29年4月21日の当社取締役会決議に基づき、平成29年5月1日から5月18日の間、市場取引により、90,000株（発行済株式総数に対する割合は0.42%）の自己株式を総額91百万円で取得いたしました。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日		平成20年8月9日	平成27年7月15日
新株予約権の数		96個	22,000個
新株予約権の払込価額		無償	無償
付与対象者の区分及び人数(名)		当社取締役2	当社取締役2、当社監査役1
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式	普通株式
株式の数		2,880,000株	660,000株
新株予約権の行使時の払込金額		4円	334円
新株予約権の行使期間		自 平成22年8月11日 至 平成30年8月10日	自 平成29年8月1日 至 平成36年7月31日
新株予約権の行使の条件		新株予約権発行時において当社または当社子会社の取締役および従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関係会社の役員または従業員であることを要する。	新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。
役員の保有状況	取締役	保有者数：2名 目的となる株式数：2,880,000株 新株予約権の数：96個	保有者数：2名 目的となる株式数：69,000株 新株予約権の数：2,300個
	監査役	保有者数：0名 目的となる株式数：0株 新株予約権の数：0個	保有者数：1名 目的となる株式数：12,000株 新株予約権の数：400個

	第3回新株予約権	
決議年月日	平成27年12月7日	
新株予約権の数	2,335個	
新株予約権の払込価額	無償	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役2、当社監査役1	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
株式の数	233,500株	
新株予約権の行使時の払込金額	1,128円	
新株予約権の行使期間	自 平成30年1月2日 至 平成36年12月31日	
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。	
役員の保有状況	取締役	保有者数：2名 目的となる株式数：29,100株 新株予約権の数：291個
	監査役	保有者数：1名 目的となる株式数：3,600株 新株予約権の数：36個

- (2) 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	田 中 俊 彦	—
代表取締役副社長	溝 田 吉 倫	アドプラットフォーム事業本部担当 株式会社Evory 取締役
取 締 役	野 口 哲 也	技術本部担当 株式会社Evory 取締役
取 締 役	富 重 眞 栄	コーポレート本部担当
取 締 役	田 中 邦 裕	さくらインターネット株式会社 代表取締役社長、最高経営責任者 株式会社田中邦裕事務所 代表取締役社長 株式会社Joe'sクラウドコンピューティング 代表取締役社長、最高経営責任者
常 勤 監 査 役	久 保 聖	株式会社サイバーコンサルタント 監査役 株式会社Evory 監査役
監 査 役	石 本 忠 次	メンターキャピタル税理士法人 代表社員 株式会社メンターキャピタルFAS 代表取締役 株式会社ユニグモ 監査役 株式会社ビズリーチ 監査役 株式会社マネーフォワード 監査役 ユナイテッド株式会社 取締役
監 査 役	高 木 明	高木公認会計士事務所 所長 ツバイン株式会社 プリンシパル

- (注) 1. 取締役田中邦裕氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役久保聖氏、石本忠次氏及び高木明氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役久保聖氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 4. 監査役石本忠次氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 5. 監査役高木明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 6. 当社は、取締役田中邦裕氏、監査役久保聖氏、石本忠次氏及び高木明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 7. 平成28年10月28日開催の第9期定時株主総会において田中邦裕氏は取締役に新たに選任され、就任いたしました。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することを目的として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

### (3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	支給人員	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	5名 (1名)	208,892千円 (2,700千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	14,700千円 (14,700千円)
合計	8名 (4名)	223,592千円 (17,400千円)

- (注) 1. 平成23年6月7日の臨時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額400,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。  
2. 平成27年1月20日の臨時株主総会において、監査役の報酬限度額は年額30,000千円以内と決議いただいております。

### (4) 社外役員に関する事項

地 位	氏 名	重要な兼職の状況	主な活動状況
取 締 役	田 中 邦 裕	さくらインターネット株式会社 代表取締役社長、最高経営責任者 株式会社田中邦裕事務所 代表取 締役社長 株式会社Joe'sクラウドコンピュ ーティング 代表取締役社長、最 高経営責任者	平成28年10月28日就任後開催 の取締役会には、14回中14回 出席し、経営者としての豊富 な経験と幅広い見識をもとに、 必要に応じ、当社の経営上有 用な指摘、意見を述べており ます。
常 勤 監 査 役	久 保 聖	株式会社サイバーコンサルタント 監査役 株式会社Evory 監査役	当事業年度開催の取締役会に は、20回中20回、また監査役 会には13回中13回出席し、主 に常勤監査役として業務監査 の観点から、必要な発言を行 っております。
監 査 役	石 本 忠 次	メンターキャピタル税理士法人 代表社員 株式会社メンターキャピタルFAS 代表取締役 株式会社エニグモ 監査役 株式会社ビズリーチ 監査役 株式会社マネーフォワード 監査役 ユナイテッド株式会社 取締役	当事業年度開催の取締役会に は、20回中20回、また監査役 会には13回中13回出席し、主 に税理士としての専門的な見 地から、必要に応じ、当社の 経営上有用な指摘、意見を述 べております。
監 査 役	高 木 明	高木公認会計士事務所 所長 ツパイン株式会社 プリンシパル	当事業年度開催の取締役会に は、20回中20回、また監査役 会には13回中13回出席し、主 に公認会計士としての専門的 な見地から、必要に応じ、当 社の経営上有用な指摘、意見 を述べております。

- (注) 1. 当社とさくらインターネット株式会社、株式会社田中邦裕事務所及び株式会社Joe'sクラウド  
コンピューティングとの間には特別な関係はありません。  
2. 株式会社サイバーコンサルタント、株式会社Evoryは当社の子会社であります。  
3. 当社とメンターキャピタル税理士法人、株式会社メンターキャピタルFAS、株式会社エニグ  
モ、株式会社ビズリーチ、株式会社マネーフォワード及びユナイテッド株式会社との間には  
特別な関係はありません。  
4. 当社と高木公認会計士事務所、ツパイン株式会社との間には特別な関係はありません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等および監査役会が同意した理由  
17,000千円

当社監査役会は、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「監査人から引受事務幹事会社への書簡」作成業務について対価を支払っております。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1号各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生等により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、当社監査役会は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提案します。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(業務の適正を確保するための体制)

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
  - (a) 当社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令に適合することを確保するため、行動指針を制定し、全社に周知・徹底しております。
  - (b) 当社は、法令違反等その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、内部通報窓口を設置しております。
  - (c) 代表取締役は、内部監査担当を指名し、定期的に内部監査を実施し、職務の執行が法令、定款及び社内規程に準拠して行われるかを検証しております。
  - (d) 監査役は、法令に定める権限を行使し、取締役の職務執行を監査しております。
  - (e) 当社は、役員および使用人の服務規程、法令等違反の行為については、就業規則に基づき適正に処分いたします。
  - (f) 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の法令等に基づき、適正な内部統制を整備・運用いたします。また、法令等に定められた開示は、適時適切に行います。
  - (g) 当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には、断固としてこれを拒絶いたします。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報について、「文書管理規程」等の社内規程を整備し、法令等に従い適切に保存及び管理いたします。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会が事業遂行に関わるリスクについて、適切に識別し、管理するために必要な措置を講じます。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (a) 定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保しております。

- (b) 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、職務権限規程等の社内規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに基づき業務を分担しております。
- (5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (a) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正性を確保するために、「関係会社管理規程」に基づいて子会社の状況に応じて必要な管理を行っております。
  - (b) 内部監査担当は、「内部監査規程」に基づいて当社の子会社管理状況及び子会社の業務活動について内部監査を実施しております。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (a) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役の職務を補助する使用人を配置するものとします。
  - (b) 監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長等の指揮・命令を受けないものとします。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- (a) 監査役は、取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができます。
  - (b) 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告いたします。
  - (c) 取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告いたします。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保いたします。
  - (b) 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図ります。
  - (c) 監査役は、会計監査人及び内部監査担当者と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図ります。
  - (d) 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができます。



(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社では、「業務の適正を確保するための体制」に基づき、社内体制の整備するとともに、適正な運用に努めております。当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の適正及び効率性の確保に関する事項

当事業年度において、取締役会を20回開催し、重要な意思決定、職務執行の状況報告等について活発な意見交換が行われ、監督がなされており、実効性が確保されております。

(2) コンプライアンスに関する事項

当社は、役職員に対して、定期的にコンプライアンスに関する研修を実施することにより、意識向上に取り組んでおります。また、内部通報窓口を設置して、問題の早期発見、早期解決に取り組んでおります。

(3) リスク管理に関する事項

当社は、リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会が事業遂行に関わるリスクについて整備を行うとともに、活動状況に関し、適宜取締役会に対して報告を行っております。

(4) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正性を確保するために、「関係会社管理規程」に基づいて、子会社の状況について当社に報告される体制としており、コンプライアンスの管理及びリスク管理をグループ全体に浸透させ、コーポレート・ガバナンスの実効を図っております。

(5) 監査役監査に関する事項

常勤監査役は、取締役会のほか、各委員会等に出席し、必要に応じ適宜意見を述べております。また会計監査人及び内部監査担当と定期的に情報交換を行っており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財政及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成29年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	12,744,051	流動負債	3,258,902
現金及び預金	10,572,445	買掛金	1,939,376
売掛金	1,932,343	未払法人税等	498,634
繰延税金資産	83,956	賞与引当金	55,765
その他	157,839	その他	765,126
貸倒引当金	△2,533	固定負債	24,961
固定資産	1,411,758	資産除去債務	24,961
有形固定資産	164,567	負債合計	3,283,863
建物	69,313	(純資産の部)	
工具器具備品	78,776	株主資本	10,729,332
その他	16,477	資本金	98,000
無形固定資産	411,819	資本剰余金	3,925,202
ソフトウェア	288,077	利益剰余金	6,832,050
その他	123,741	自己株式	△125,919
投資その他の資産	835,371	その他の包括利益累計額	△16,423
投資有価証券	691,952	その他有価証券評価差額金	△4,667
繰延税金資産	21,097	為替換算調整勘定	△11,755
その他	122,321	非支配株主持分	159,036
資産合計	14,155,810	純資産合計	10,871,946
		負債・純資産合計	14,155,810

# 連 結 損 益 計 算 書

(平成28年8月1日から  
平成29年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		15,688,681
売 上 原 価		10,757,745
売 上 総 利 益		4,930,935
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,571,220
営 業 利 益		2,359,715
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	132	
為 替 差 益	3,272	
助 成 金 収 入	10,067	
そ の 他	958	14,432
営 業 外 費 用		
株 式 公 開 費 用	14,406	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	4,252	
そ の 他	137	18,795
経 常 利 益		2,355,351
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	8,131	8,131
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	63,732	63,732
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,299,750
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	797,878	
法 人 税 等 調 整 額	△62,488	735,389
当 期 純 利 益		1,564,361
非支配株主に帰属する当期純利益		25,085
親会社株主に帰属する当期純利益		1,539,275

## 連結株主資本等変動計算書

(平成28年8月1日から  
平成29年7月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	98,000	20,000	5,292,774	△173,075	5,237,699
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	1,539,275	—	1,539,275
自己株式の取得	—	—	—	△91,594	△91,594
自己株式の処分	—	3,905,202	—	138,750	4,043,952
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	3,905,202	1,539,275	47,155	5,491,633
当期末残高	98,000	3,925,202	6,832,050	△125,919	10,729,332

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△17,067	△17,095	△34,162	133,951	5,337,488
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	1,539,275
自己株式の取得	—	—	—	—	△91,594
自己株式の処分	—	—	—	—	4,043,952
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	12,399	5,339	17,739	25,085	42,824
当期変動額合計	12,399	5,339	17,739	25,085	5,534,458
当期末残高	△4,667	△11,755	△16,423	159,036	10,871,946

# 貸借対照表

(平成29年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	11,760,119	<b>流動負債</b>	2,740,238
現金及び預金	9,878,907	買掛金	1,690,637
売掛金	1,652,596	未払金	181,268
貯蔵品	295	未払費用	38,956
前渡金	28,132	未払法人税等	454,318
前払費用	28,872	前受金	16,903
繰延税金資産	63,793	預り金	224,368
関係会社短期貸付金	100,000	賞与引当金	48,329
その他	9,400	その他	85,456
貸倒引当金	△1,878	<b>固定負債</b>	11,738
<b>固定資産</b>	1,581,970	資産除去債務	11,738
<b>有形固定資産</b>	112,584	<b>負債合計</b>	2,751,976
建物	31,596	<b>(純資産の部)</b>	
機械及び装置	13,837	<b>株主資本</b>	10,594,781
工具器具備品	65,150	資本金	98,000
土地	2,000	資本剰余金	3,925,202
<b>無形固定資産</b>	196,695	資本準備金	20,000
特許権	106,250	その他資本剰余金	3,905,202
ソフトウェア	72,954	<b>利益剰余金</b>	6,697,498
その他	17,491	その他利益剰余金	6,697,498
<b>投資その他の資産</b>	1,272,690	特別償却準備金	14,362
投資有価証券	654,172	繰越利益剰余金	6,683,136
関係会社株式	496,943	<b>自己株式</b>	△125,919
出資金	11,680	評価・換算差額等	△4,667
長期前払費用	1,615	その他有価証券評価差額金	△4,667
繰延税金資産	21,021	<b>純資産合計</b>	10,590,113
その他	87,257	<b>負債・純資産合計</b>	13,342,090
<b>資産合計</b>	13,342,090		

# 損 益 計 算 書

(平成28年8月1日から  
平成29年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		12,677,313
売 上 原 価		8,292,049
売 上 総 利 益		4,385,263
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,113,668
営 業 利 益		2,271,595
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	464	
為 替 差 益	3,285	
助 成 金 収 入	3,350	
そ の 他	235	7,336
営 業 外 費 用		
株 式 公 開 費 用	14,406	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	4,252	
そ の 他	137	18,795
経 常 利 益		2,260,136
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	8,131	8,131
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	63,732	63,732
税 引 前 当 期 純 利 益		2,204,535
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	756,968	
法 人 税 等 調 整 額	△60,545	696,423
当 期 純 利 益		1,508,112

# 株主資本等変動計算書

(平成28年8月1日から  
平成29年7月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	その他資本剰 余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金		
					特別償却 準備金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	98,000	20,000	—	20,000	17,222	5,172,164	5,189,386
当期変動額							
当期純利益	—	—	—	—	—	1,508,112	1,508,112
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	3,905,202	3,905,202	—	—	—
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—	△2,859	2,859	—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	3,905,202	3,905,202	△2,859	1,510,971	1,508,112
当期末残高	98,000	20,000	3,905,202	3,925,202	14,362	6,683,136	6,697,498

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△173,075	5,134,311	△17,067	△17,067	5,117,244
当期変動額					
当期純利益	—	1,508,112	—	—	1,508,112
自己株式の取得	△91,594	△91,594	—	—	△91,594
自己株式の処分	138,750	4,043,952	—	—	4,043,952
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	—	—	12,399	12,399	12,399
当期変動額合計	47,155	5,460,469	12,399	12,399	5,472,869
当期末残高	△125,919	10,594,781	△4,667	△4,667	10,590,113

独立監査人の監査報告書

平成29年9月20日

株式会社アイモバイル  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吉村 孝郎 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 淡島 國和 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイモバイルの平成28年8月1日から平成29年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイモバイル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



独立監査人の監査報告書

平成29年9月20日

株式会社アイモバイル  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吉村 孝郎 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 淡島 國和 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイモバイルの平成28年8月1日から平成29年7月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年8月1日から平成29年7月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、回答を得ました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、回答を得ました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求め、回答を得ました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年9月21日

株式会社アイモバイル 監査役会  
 常 勤 監 査 役 久 保 聖 ㊟  
 (社外監査役)  
 社 外 監 査 役 石 本 忠 次 ㊟  
 社 外 監 査 役 高 木 明 ㊟  
 以 上

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役5名選任の件

取締役田中俊彦氏、野口哲也氏、溝田吉倫氏、富重眞栄氏、田中邦裕氏の取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
1	田中俊彦 (昭和54年2月5日生)	平成12年4月 平成13年2月 平成13年9月 平成14年9月 平成18年1月 平成19年8月	カルビー株式会社入社 株式会社オービーエム入社 株式会社エムスタ入社 アドデジタル株式会社入社 株式会社サイバーコンサルタント設立 代表取締役社長 当社設立 当社代表取締役社長（現任）	8,050,000株
2	野口哲也 (昭和49年4月14日生)	平成11年4月 平成16年7月 平成19年8月 平成27年8月	日本アイ・ビー・エム株式会社入社 アーサー・D・リトル・ジャパン株式会社入社 当社取締役（現任） 当社技術本部本部長（現任） 株式会社Evory取締役（現任）	7,730,000株
3	溝田吉倫 (昭和55年10月21日生)	平成15年10月 平成17年8月 平成21年3月 平成25年8月 平成27年1月 平成27年8月 平成27年8月 平成27年10月	株式会社レオパール入社 株式会社グローバル住販入社 当社入社 当社アドネットワーク事業部本部長 当社執行役員 当社取締役 当社アドプラットフォーム事業本部本部長（現任） 株式会社Evory取締役（現任） 当社代表取締役副社長（現任）	—
4	富重眞栄 (昭和51年2月7日生)	平成12年4月 平成17年8月 平成18年10月 平成26年12月 平成27年1月	つばさ証券株式会社（現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社 エンジェルインベストメントベンチャー株式会社入社 あらた監査法人（現 PwCあらた有限責任監査法人）入所 当社入社 当社経営企画部本部長 当社コーポレート本部本部長（現任） 当社取締役（現任）	—

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
5	<p style="text-align: center;">た なか く に ひろ 田 中 邦 裕 (昭和53年 1 月 14 日生)</p>	<p>平成10年 4 月</p> <p>平成11年 8 月</p> <p>平成12年12月</p> <p>平成16年 6 月</p> <p>平成19年11月</p> <p>平成20年 6 月</p> <p>平成21年 8 月</p> <p>平成22年 7 月</p> <p>平成22年11月</p> <p>平成23年 5 月</p> <p>平成23年10月</p> <p>平成26年 4 月</p> <p>平成26年 7 月</p> <p>平成27年 4 月</p> <p>平成27年 7 月</p> <p>平成28年10月</p>	<p>株式会社インフォレスト設立代表取締役</p> <p>さくらインターネット株式会社設立代表取締役社長</p> <p>同社代表取締役副社長</p> <p>同社取締役最高執行責任者</p> <p>同社代表取締役社長兼最高経営責任者</p> <p>同社代表取締役社長（現任）</p> <p>株式会社田中邦裕事務所設立代表取締役社長（現任）</p> <p>さくらインターネット株式会社内部監査室室長</p> <p>同社新規事業室室長</p> <p>同社開発部部長</p> <p>同社企画部部長</p> <p>同社人事部部長</p> <p>同社インターネットサービス事業部部長</p> <p>株式会社Joe'sクラウドコンピューティング代表取締役社長兼最高経営責任者（現任）</p> <p>さくらインターネット株式会社最高経営責任者（現任）</p> <p>当社取締役（現任）</p>	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 田中邦裕氏は社外取締役候補者であります。
3. 田中邦裕氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたりさくらインターネット株式会社の代表取締役社長を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することにより、コーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。
4. 当社は田中邦裕氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。田中邦裕氏の再任が承認された場合、当社は田中邦裕氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は田中邦裕氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
6. 田中邦裕氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

## 第2号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

当社取締役の報酬額は、平成23年6月7日開催の臨時株主総会において、年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とする旨のご承認をいただき、今日に至っておりますが、この報酬額とは別枠で、取締役（社外取締役を含まない。以下同じ。）に対し、ストック・オプションとして、下記2. 記載の内容の新株予約権を年額80百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）の範囲で付与することにつき、ご承認をお願いするものであります。

当社の取締役に対するストック・オプション報酬の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価値に、割り当てる新株予約権のうち、当社取締役会決議に基づいて、当社及び割当ての対象となる取締役（以下「割当対象者」といいます。）との間で締結する新株予約権割当契約において設定する行使可能な新株予約権の総数の上限に相当する個数を乗じて得た額となります。

なお、第1号議案が承認可決されますと、取締役は現在と変わらず5名（うち社外取締役1名）となります。

### 1. 当社取締役に対するストック・オプション報酬として新株予約権を発行することを相当とする理由

当社取締役に関しては、当社の中長期的な業績と企業価値の持続的な向上に対する意欲や士気を高めることを目的としており、経済状況や取締役の貢献度その他諸般の事情を総合的に勘案し、報酬制度として相当と判断するものであります。

### 2. 取締役の報酬等の内容（ストック・オプション報酬として1年間に発行する新株予約権の内容）

#### (1) 新株予約権の数

500個を各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の上限とする。

#### (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

50,000株を各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とする。

また、当社が普通株式につき株式分割又は株式併合等を行うことにより、株式数に変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

#### (3) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各月（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」）の平均値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が新株予約権の割当日の終値（当日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合には、新株予約権割当日の終値を行使価額とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合等を行うことにより、行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

割当日から割当日後 10 年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又はその他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、諸般の事業を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

③ その他の新株予約権の行使の条件については、取締役会において定める。

(8) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以 上



